租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 企業再生税制の拡充(事業再生ファンドによる債権放棄の追加) |
|---|-----------------|--|
| | の名称 | |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の | 法人税:義(国税 13) |
| | 対象税目 | 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税 11) |
| | ② 上記以外の 税目 | |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 |
| | | _ |
| | | |
| | | 《要望の内容》 |
| | | 企業再生税制については、中小企業の事業再生を支援する観点か |
| | | ら、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド(特 |
| | | 定投資事業有限責任組合)により債権放棄が行われた場合について |
| | | も、特例(評価損の損金算入が可能等)が措置されていた(令和元年3 |
| | | 月末まで)。 |
| | | 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた中小企業の事 |
| | | 業再生が発生することから、事業再生ファンドによる債権放棄が行わ |
| | | れた場合の特例措置を復活させる。 |
| | | |
| | | 《関係条項》 |
| | | |
| 5 | 担当部局 | 金融庁総合政策局総合政策課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期:令和2年9月 |
| | 象期間 | 分析対象期間∶令和3年~令和5年 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | _ |
| 8 | 適用又は延長期間 | 当面の間 |
| 9 | 必要性 ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| | 等びその根拠 | 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の |
| | | 事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図 |
| | | TARL MENENCYMETERS OF CONTROLLED |
| | | る。 |
| | | |
| | | ప . |
| | | る。 《政策目的の根拠》 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、経営改善・事業 再生が必要な中小企業は数多く存在しており、抜本的な事業再生等が |
| | | る。 《政策目的の根拠》 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、経営改善・事業 再生が必要な中小企業は数多く存在しており、抜本的な事業再生等が 必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、事業再生ファンドの |
| | | る。 《政策目的の根拠》 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、経営改善・事業 再生が必要な中小企業は数多く存在しており、抜本的な事業再生等が 必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、事業再生ファンドの 無限責任組合員をはじめとした外部専門家との連携を図りつつ、債権 |
| | | る。 《政策目的の根拠》 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、経営改善・事業 再生が必要な中小企業は数多く存在しており、抜本的な事業再生等が 必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、事業再生ファンドの 無限責任組合員をはじめとした外部専門家との連携を図りつつ、債権 放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支 |
| | | る。 《政策目的の根拠》 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、経営改善・事業 再生が必要な中小企業は数多く存在しており、抜本的な事業再生等が 必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、事業再生ファンドの 無限責任組合員をはじめとした外部専門家との連携を図りつつ、債権 |

| | | | | 融仲介機能の発揮をより一層加速させていく必要があることから、本 特例措置の復活を要望したいと考えている。 |
|----|----------|---|-------------------------------|---|
| | | 2 | 政策体系に おける政策 目的の位置 付け | Ⅱ -1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 |
| | | 3 | 達成目標及 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| | | | びその実現による寄与 | 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。 |
| | | | | |
| | | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 抜本的な事業再生等が必要な中小企業が、企業再生税制の適用を 受けやすくなることにより、事業再生・経営改善が促進され、地域経済 の活性化に繋がる。 |
| 10 | 有効性 等 | 1 | 適用数 | 事業再生を行う中小企業が適用対象。 |
| | | | 適用額 | _ |
| | | 2 | 減収額 | _ |
| | | 3 | 効果 | 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の 事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。 |
| | | | | 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| | | | | 本特例措置により、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受 |
| | | | | けて事業再生に取り組むケースについて、企業再生税制の適用を受けることが可能となり、事業再生・経営改善が促進され、地域経済の活性化に繋がる。 |
| | | 4 | 税収減を是 認する理由 等 | 本特例措置により、中小企業の事業再生・経営改善が促進されることで、地域経済の活性化に繋がることから、税収減を是認する効果があるといえる。 |
| 11 | 相当性 | 1 | 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本特例措置は、金融機関等が直接債権放棄を行わず、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けられることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境を整備するものであり妥当である。 |

| | | 2 3 | 置や義務付け等との役割分担 | 一 地域金融機関や地方公共団体等が連携して組成された事業再生ファンドの活動のために必要不可欠な措置であるため、地方公共団体が協力する相当性がある。 |
|-----|------------------------|-----|---------------|---|
| 12 | | | 2 | |
| , _ | 1 PM 11 V7 70 71+ | | | |
| 13 | 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期 | | | |